

令和8年度 青森県輸出市場販路開拓・拡大支援事業費補助金 募集要領

【受付期間】

令和8年5月13日（水）～令和8年6月17日（水）

※ 予算の状況に応じて二次募集を行うことがあります。

詳細は随時県のホームページ

(https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kanko/hanbai/2026hojokin_00.html)

にてお知らせします。

※ 事前着手届（第2号様式）を提出した場合、令和8年4月1日（水）からの事業着手も可能です。

【提出先及び問い合わせ先】

青森県 観光交流推進部 県産品販売・輸出促進課 経済交流グループ

〒030-8570 青森市長島1-1-1

(電話)017-734-9730 (メール)kensanhin@pref.aomori.lg.jp

令和8年5月
青森県 観光交流推進部 県産品販売・輸出促進課

令和8年度青森県輸出市場販路開拓・拡大支援事業費補助金募集要領

1 補助事業の目的

県内中小企業等の輸出などの海外への事業進出を推進することにより、県内中小企業等の活性化及び雇用拡大を図る。

2 補助対象事業者について

補助対象事業者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者であって、県内に本社・事業所を有するもの
- (2) その他知事が適当と認める団体

3 補助事業の内容について

補助事業、補助対象経費及び補助金の額は、下記のとおりとする。

補助事業	補助対象経費	補助金の額
1 海外で開催される見本市・商談会への出展事業	1 ブース借上費 2 ブース装飾費 3 通訳代 4 渡航費（1名のみ ※1） 5 輸送費 6 機器レンタル代 7 光熱水費 8 メール翻訳代（商談後2回以内） 9 代理人費用（※2）	補助対象経費の合計額の2分の1に相当する額又は500千円のいずれか低い額以内の額。ただし、千円未満は切り捨てるものとする。 なお、1社に対して1年度に補助できる金額の上限は500千円とする。
2 外国語版ホームページ、パンフレット及び商品PR映像作成事業（※3、※4）	1 ホームページ作成費 2 企画・デザイン料 3 翻訳代 4 印刷費 5 撮影費 6 編集費	
3 海外向け商品パッケージデザイン作成事業（※3、※4）	1 パッケージ作成費 2 企画・デザイン料 3 翻訳代 4 印刷費	

4 国際規格・基準及び海外知的財産権の申請事業 (※3)	1 申請・出願手数料 2 代理人費用 3 翻訳代 4 先行調査費
5 海外向けインターネットショップ出店事業 (※3、※4)	1 インターネットショップ出店に係る初期登録費用及び月額出店料(3か月以内)

※共通 国、他の地方公共団体、公益法人、その他の法人・団体等から他の補助金又は助成金等を受給して実施する事業を除く。

※1 令和5年度から令和7年度までの間に青森県輸出市場販路開拓・拡大支援事業費補助金のうち渡航費の交付実績がない者を対象とする。

※2 渡航制限下での出展等、代理人による出展がやむを得ないと認められる場合に限る。主催者・搬入業者との調整、物品管理、商談実施に係る費用等を対象とする。

※3 海外で開催される見本市・商談会に令和8年度中に出展予定又は過去3年度以内に出展したことがある者を対象とする。

※4 維持経費及び増刷経費は対象としない。

4 申請手続きについて

(1) 提出書類・提出部数

提出書類	提出部数
①事業計画書(第1号、第3号様式関係)	1部
②会社パンフレット等事業者の概要がわかるもの	1部 (紙媒体の場合は3部)
③定款の写し(法人)、組織及び運営に関する規則等の写し(複数の中小企業等で構成するグループ等)、確定申告書の写し(個人事業主)のいずれか	1部
④貸借対照表及び損益計算書	1部

(2) 受付期間

令和8年5月13日(水)～令和8年6月17日(水)

(3) 提出先・方法

提出先：青森県 観光交流推進部 県産品販売・輸出促進課 経済交流グループ
〒030-8570 青森市長島1-1-1
(電話)017-734-9730 (メール)kensanhin@pref.aomori.lg.jp

提出方法：持参、郵送又は電子メール(押印不要)。

※ 持参又は郵送の場合、申請書類は全てA4サイズ・片面印刷で提出のこと。また、電子メールで提出の場合はPDFでの提出を推奨する。

(4) その他

- ・やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、事前着手届（第2号様式）を提出すること。
- ・上記に記載している書類のほか、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがある。また、提出いただいた書類の返却は行わないので留意されたい。

5 事業の採択・補助金額の決定

(1) 採択方法

別途定める審査会による書面審査により決定する。なお、予算の範囲内で採択となるため、補助金額が減額される場合がある。

(2) 審査項目

以下の審査項目と審査基準により審査する。

A 企業概要

1. 青森県輸出市場販路開拓・拡大支援事業費補助金の交付実績
2. 海外ビジネスの取組状況
3. 外部機関との連携状況

B 海外ビジネス展開計画

4. 事業の目的
5. 事業の妥当性
6. 実行体制

C 支援対象事業計画

7. 事業実施スケジュール
8. 事業の波及効果

(3) 結果の通知

採択事業の決定後、申請者に対して速やかに交付決定通知又は不採択通知を送付する。

(4) その他

審査は、提出された事業計画書を基に行うため、可能な限り詳細に記述すること。

6 補助事業期間

交付決定の日から令和9（2027）年3月31日（水）まで

（4の（4）のとおり事前着手届の提出があった場合は令和8年4月1日（水）から）

7 補助事業者の義務

当補助金の交付決定を受けた場合は、以下の項目を遵守すること。

- (1) 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分や内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に県の承認を受けること。
- (2) 補助事業の実施期間中に、その遂行状況を報告すること。(令和8年12月31日(木)における状況を記載した状況報告書を令和9年1月20日(水)までに提出する。)また、県が補助事業の実施状況の報告を求めたときも、遂行状況を報告すること。
- (3) 補助事業を完了したとき又は中止、廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和9年4月10日(土)(※土曜日が閉庁日であることに留意)のいずれか早い日までに、事業完了実績報告書を提出すること。

8 交付決定までのスケジュール(予定)

受付期間	5月13日(水)～6月17日(水)	【事業者→県】
審査	6月18日(木)～7月29日(水)	【審査会による審査】
交付決定／不採択通知	審査終了後	【県→事業者】

(参考1) 交付決定後の流れ

○事業着手

↓

○状況報告

事業遂行状況報告書（第7号様式）を提出

※ 12月31日（木）の状況を令和9年1月20日（水）までに提出 【事業者→県】

↓

○完了報告

事業完了後、速やかに事業完了届（第5号様式）を提出 【事業者→県】

↓

○実績報告（事業完了後）

事業完了実績報告書（第8号様式）を提出

※ 事業完了後30日以内又は令和9年4月10日（土）まで 【事業者→県】
（※土曜日が閉庁日であることに留意）

↓

○補助金額の確定

実績報告書の適合確認 【県】

補助金額の確定通知 【県→事業者】

↓

○補助金請求書の提出

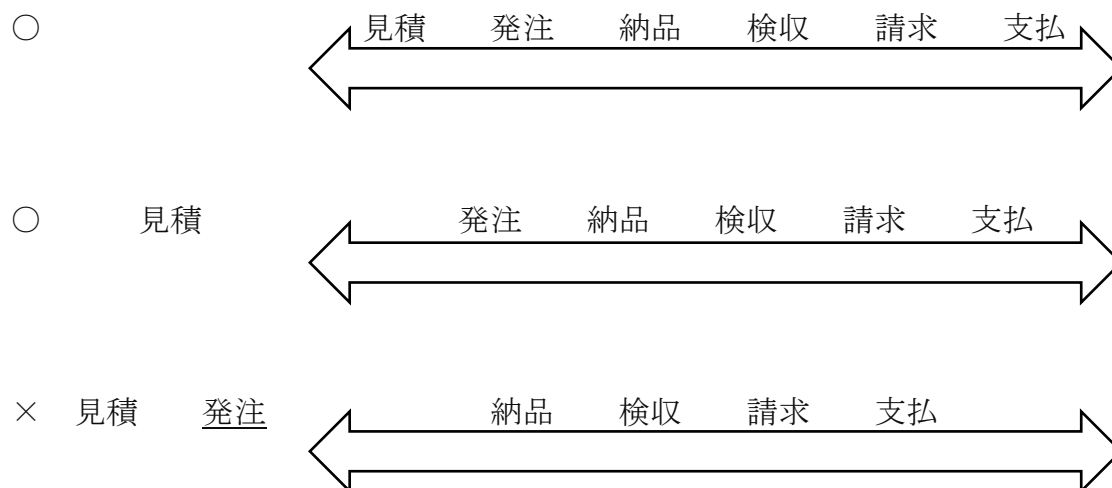
補助金請求書（第6号様式）を提出 【事業者→県】

↓

○補助金の支払 【県→事業者】

(参考2) 事前着手の考え方

<補助事業期間>



※ 検収：納品物が発注した内容に適合するか検査する行為

【発注にあたる行為の例】

- ・海外で開催される見本市・商談会への申込（出展料等の支払を含むもの）
- ・航空券の予約（支払を含むもの）
- ・宿泊先の予約（支払を含むもの）

上記のような行為を交付決定前に行う場合は、事前着手届（第2号様式）を提出すること。